安全保障政策の選択肢と『世界』

―日米同盟をめぐる論説の検証(4)―

水 野 均

1 問題の所在

岩波書店の発行する総合雑誌『世界』が、日米両国間の安全保障同盟関係(日米同盟)にどのような姿勢で臨んでいたか―。この疑問への答えを求めて、筆者は既に、旧安保条約の締結(1951年)、改定安保条約の締結(1960年)、及び沖縄返還協定の締結(1971年)に焦点を当て、その前後に同誌が掲載した論稿を基に分析・検討を試みた。そしてその結果、『世界』は、これらの条約・協定の内容に問題点を感じつつも、それに対する有効な代案を提示するに至らず、結果として、日米同盟の基盤が形成・継続されるのを阻止できなかった、との結論に達している。

しかし、『世界』の日米同盟に対して感じた問題点は、今日に至るまでの間に解決する契機がなかったのであろうか。この点を解明するため、この稿では、1970年代の半ばから1990年代の前半に至るまでの間に、『世界』の発表した安全保障政策に関する論稿を基に考察してみたい。

2 『世界』の「安保条約転換論」と「安保条約変質論」

1973年1月18日、中国の周恩来・首相(以下、肩書は当時)は、訪中した木村武雄(衆議院議員・自民党)と会談した際、「日米安保条約は、日本が国家として完全に独立すればなくなるのは当然だが、現状では、日本が米国の『核の傘』の下にあるのもやむを得ない」と発言した(1)。また同月27日には、パリでヴェトナム戦争の和平協定が調印されたことにより、南ヴェトナムに駐留する米軍が同年3月末までに撤退することが取り決められるなど、アジア地域における安全保障環境は、緊張から緩和へと動く兆しを示していた。こうした動きの中で、川田侃(上智大学教授、国際政治経済学者)は、『世界』の同年4月号に、「ベトナム停戦と日本」と題する論文を寄せ、その中で次のように記した。

これまで日本はアメリカに対して、政治や軍事の面でただひたすら盲従し、その言いなりに動き、その結果として、ベトナム戦争への加担という大きな誤りを犯した。これからは政治や軍事の面でアメリカに追随することを止め、むしろ経済面での摩擦を少なくするような配慮こそが必要であろう。そのために、日米安保条約を日米友好条約に切りかえるとともに、日米安保体制に代わるべきものとして、日中米ソの四ケ国間あるい

^{(1) 『}朝日新聞』1973年1月18日。

は個別の相互不可侵条約の取り決めの方向に動き、まず日中、日ソ間に、それぞれ不可侵条約を結ぶ交渉を開始することが必要であろう(43~44頁、以下、引用後のカッコ内頁番号は、断りなき限り『世界』の頁を示す)。

ここには、日本の新しい安全保障方式を、やはり米国との関係を考慮した上で構築しようとする考え方が示されていた。

そうした主張の出る一方で、翌1974年の9月、米国海軍のラロック元少将は、米国議会の公聴会で、「核兵器を搭載した米軍の艦船が日本に寄港する際、核兵器を撤去することはあり得ない」(2) と発言した(ラロック証言)。これは「核兵器を日本の国内に持ち込ませない」とした「非核三原則」及び「日本政府は米軍による核兵器の持ち込みを拒否できる」とした「事前協議」制度の実効性に疑問を投げかけるものであった。

しかし、翌1975年8月、三木武夫・首相は訪米し、米国のフォード大統領と共同で新聞発表を行った。そこでは、「日米安保条約は、極東の平和と安全の維持に大きく寄与してきていると共に、アジアにおける国際政治の基本的構造の不可欠の要素であり、同条約を引き続き維持することは、日米両国の長期的利益に資する」、「同条約の円滑かつ効果的な運用のためにとるべき措置につき、日米両国の関係当局者が安全保障協議委員会の枠内で協議する」として、日米同盟を一層緊密化する方針を打ち出していた。また、この発表には、「米国の核抑止力は、日本の安全に対し重要な寄与を行うものであり、日本への武力攻撃があった場合、それが核兵器によるものであれ通常兵器によるものであれ、米国は日本を防衛するという日米安保条約に基づく誓約を引き続き守る」との一節も盛り込まれ、米軍の核兵器に日本の安全を依存するとの方向性も示していた(3)。

さらに翌1976年10月,日本政府は、「防衛計画の大綱」(第1次防衛大綱)を決定した。その中にも、「わが国の防衛は、……米国との安全保障体制の信頼性の維持及び円滑な運用態勢の整備を図ることにより……侵略を未然に防止することを基本とする。」、「核の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する」と、上述した日米共同新聞発表と同じ趣旨が記されていた⁽⁴⁾。

そうした中で、『世界』1977年4月号は、坂本義和(東京大学教授、国際政治学者)へのインタビュー「いま『安保』とは何か」を掲載した。その中で坂本は、「(安保)政策がもし非常に変わるならば、かりに(日米安保)条約が存続していても、その条約の政治的意味は大きく変わる。」ゆえに、「大事なのは安保政策を変えさせることで」あると述べ、「日本の安保政策反対運動」の「成果」として、①「1950年の全面講和、中立、再軍備反対の運動が、米国の対日冷戦政策をチェックするのに寄与した」、「②(ベトナム戦争時における)アメリカの中の反戦運動に対し、その運動の正統性を(間接的に)補強」した、と続けた。その上で、「いわば結論として出てくることは、「米国のアジア政策はその変化によって、日本の反安保国民運動が一貫して主張してきた線に、だんだん合致してきた」、「つまり、全面講和以来の運動の主張の線に、アメリカがだんだん近寄ってきた」、「その

⁽²⁾ 同上, 1974年10月7日。

⁽³⁾ 日米共同新聞発表の全文は、細谷千博他編『日米関係資料集1945-97』東京大学出版会、1999年、898-900頁。

^{(4) 「}防衛計画の大綱」の全文は、佐道明弘『戦後政治と自衛隊』吉川弘文舘、2006年、237-243頁。

結果として,『安保』が現在,政治的な争点として一時ほどの緊迫性とか,優先順位をもたなくなるということが可能になった(傍点原文,以下断りなき限り同じ)|と指摘した。

また坂本は、「なぜ中国が安保非難をしなくなったかといえば、要するに米国の対中政策が変わり、それに遅れて日本の対中政策も変わり、それに対応して、中ソ対立もからんで中国の対米政策と対日政策も変わった」として、「つまり私のいう安保政策の変化が重要なので、中国に敵対する安保政策が変われば、安保条約があったって中国は気にする必要は」なく、「その程度にまで(日米)安保条約が中国に対して少なくとも無害になったわけで」あり、「それこそまさに我々が主張してきた安保政策の転換の結果」であると述べた($23\sim33$ 頁)。

以上の主張からは、日米安保条約(及び日米同盟)の存在それ自体に反対するのではなく、それが日本の安全保障にとって危険をもたらさない限り、少なくとも廃止するよう強く求めない、とする姿勢が浮かび上がっていた。

そして翌1978年11月,日米安保協議委員会(日米両国政府の安全保障政策担当者で構成)は,「日米防衛協力のための指針(旧ガイドライン)」を決定した。これは,日米両国が「日米安保条約及びその関連取極に基づいて日米両国が有している権利及び義務に何ら影響を与えるものと解釈されてはならない」範囲内で,(1)「(日本に対する) 侵略を未然に防止するための態勢」,(2)「日本に対する武力攻撃に対処するための態勢」,(3)「日本以外の極東における事態で日本の安全に影響を与える場合の日米間の協力」について研究し,随時協議する,と定めていた。これに加えて,(1)には,「米国は核抑止力を保持するとともに,即応部隊を前方展開し,及び来援し得るその他の兵力を保持する。」と,米軍の核兵器に日本の安全を委ねる方針が示されていた(5)。

この旧ガイドラインの作成に当たって、外務省及び防衛庁の内局は、「日本の防衛には憲法上の制約がある」として、「米軍が槍(主力)で自衛隊が盾(補助)」と役割を分担する方針で臨んだ。これに対して、自衛隊の制服組から「それでは防衛協力が本物にならない」と反発が上がり、米国側からも「そのような形の防衛協力は受容し難い」との声が上がり、両国間の協議は難航した。しかし、結局完成した内容は、(1)、(2)の項目は演習・訓練・準備を行うとされた一方で、(3)については、日本側の目的と「無関係な一項」として研究・協議の段階にとどまる形とされた(6)。

3 日米防衛協力の強化と『世界』

翌1979年の12月末には、ソ連軍がアフガニスタンに侵攻するなど、国際関係には緊張の度合いが高まっていた。こうした中で米国は1980年に入ると、日本に防衛費の増額を求めた。また同年の2月から3月にかけて開催された米国等環太平洋諸国の海軍による合同演習「リムパック」に、日本の海上自衛隊が初めて参加するなど、日米両国の防衛協力は緊密化し始めた。そして同年6月、日米安保条約は再び自動延長された。

⁽⁵⁾ 旧ガイドラインの全文は、前掲書『日米関係資料集』964-968頁。

⁽⁶⁾ 旧ガイドラインの作成過程については、村田晃嗣「防衛政策の展開―『ガイドライン』の作成を中心に」、日本政治学会編『年報政治学:危機の日本外交―70年代』岩波書店、1997年、79-95頁を参照。

こうした動きの中で、同年の『世界』8月号は、軍事問題の専門家によるシンポジウム 「第二再軍備時代」を掲載した。その中で阪中友久(朝日新聞編集委員)は、「0.1パーセ ントの(防衛費の)増額が日本の対米関係の上でどういう意味をもつか考えると、これは 本年度で2千3百億(円)ぐらい」となり、「日米関係の維持の『政治的コスト』として みるならば、私はそんなに高いものではないように思う。」とした上で、「日米関係は防衛 という観点だけでは判断」するのが困難であり、「経済とか、政治とか、全体の中でコス トを考えてみたらどうか」と発言した。また、藤井治夫(軍事評論家)は、「私も日米関 係を劇的に変えようと提案しているわけでは」なく,「一方で非常に強力な反対があるに かかわらず、軍事力増強の方向に突っ走っていくのは間違いであると同様、逆(軍事力削 減)への切り替えの場合も無理にはできない」と思う、と述べていた。さらに、福島新吾 (専修大学教授、政治学者) も、「アメリカからの防衛費増額要求に見合った2千5百億円 でも、たとえば別の形で投入することによって対米摩擦を解消したり、あるいは国際的な 安全保障の強化に役立てようという提案をアメリカに行った方がいい」、「対米自主性とは 単なる拒絶ではなくて、『その点はむしろこうして解決したらどうだ』というオールタナ ティブを出していく知恵をしぼることだと考えたい」と述べていた(98~107頁)。これら の発言からも、やはり日米同盟に反対するのではなく、それをより日本の現状に見合った 形で運用するべきであるとする見解が示されていた。

そして翌1981年5月18日,訪米した鈴木善幸・首相は米国のレーガン大統領と会談し,「日米安保条約に基づいて日本の防衛及び極東の平和と安全を確保するために,日米両国間の『同盟』関係における適切な役割の分担が望ましい」という内容を含む共同声明を発表した⁽⁷⁾。さらに鈴木は首脳会談を終えた後の記者会見で,「我が国が自国の周辺海域数百海里,シーレーン(海上航路帯)で一千海里の防衛に対応するのは,個別的自衛権の範囲に照らして当然だ」と述べた⁽⁸⁾。

この共同声明が日米両国の関係を「同盟」と表現したことについて、日本政府は同月13日、「共同声明に『同盟』という表現が明記されたとしても、日米両国は新たに軍事的な結びつきを強化することを意図していない」という統一見解を発表した(*9)。ところが同月18日、元駐日米国大使を務めたE・ライシャワー(ハーバード大学教授)は、『毎日新聞』の記者からの取材に、「日米両国政府間の口頭了解に基づき、核兵器を搭載した米軍艦艇の日本への寄港及び日本領海内の通過は日米安保条約に基づく事前協議の対象外とされ、日本政府もそれを事実上黙認してきた」と述べた(10)(ライシャワー発言)。

こうした,鈴木やライシャワーによる一連の発言は,ラロック証言(前述)と同様,「非核三原則」及び「事前協議」制度の実効性のみならず,「日米両国間における軍事協力の強化」を懸念させるものであった。これに対して,日本政府側は同月23日,ライシャワー発言について「新たな対応は考えていない」(11)と発言し,同月29日には,「日本は国際法上集団的自衛権を保持しているが,憲法第9条により自衛権の行使が必要最小限の範囲に

⁽⁷⁾ 前掲書『日米関係資料集』1003-1006頁。

^{(8) 『}朝日新聞』1981年5月9日。

⁽⁹⁾ 同上, 1981年5月14日。

^{(10) 『}毎日新聞』1981年5月18日。

⁽¹¹⁾ 宮沢喜一・内閣官房長官の発言。『朝日新聞』1981年5月23日。

とどまるべきものとされているため、集団的自衛権の行使は許されない」⁽¹²⁾ とする見解を発表した。

しかし翌1982年1月、日米安保協議委員会は極東における有事に関する研究に着手することで合意し、同じ年の8月、日米安保事務レベル協議は、有事に際しての宗谷・津軽・対馬海峡の封鎖やシーレーン防空体制における日米両国の分担等を検討した。さらに翌1983年1月、訪米した中曽根康弘・首相は米紙からの取材に応じ、「日本は日米安保条約の下で『不沈空母(an unsinkable aircraft carrier)』の役割を果たす」と発言する(13)など、日米両国間の軍事協力は一層強化の方向に進みつつあった。

4 入江昭の「日米平和貢献論」

こうした中で『世界』1983年2月号は、入江昭(シカゴ大学教授、米国外交史)の論文「日米ギャップとは何か」を掲載した。そこで入江はまず、「もともと1951年当時、米国の占領下にあった日本と、日本が再び軍国主義の道を歩まぬよう保障する任務を負った米国との間に交渉された(日米)安保条約が、一方の(米国を指す)圧倒的な軍事力を盾としていたのは当然であり、日本は再軍備に着手し始めていたとはいえ、国土の安全は根本的には米軍に依存しなければ」ならず、「相互安全保障条約というよりは、保護協定のような性格を持っていた」と指摘した。

その上で彼は、「この点に関して注目すべきは、日米間の軍事力のギャップが30年近くも維持され続けてきたこと」であり、「例えば1981年、アメリカ人が一人平均1万1千ドル程の所得の6、7パーセントを軍備に提供していたのに対し、日本人の場合は平均所得の1パーセント余(百ドル足らず)を負担したに過ぎなかった。」として、日本政府が「相対的に軍事小国の地位を維持し、国土の安全を究極的には米国の軍事力、特に『核の傘』に依存しようとしてきた」という点を挙げた。ところが1970年代以降、米国が「世界有数の経済強国であり、対米貿易で2百億ドル近い黒字を示す日本が、尚も軍事力の向上を図ろうとしない」として、「日本と米国間の防衛負担上のギャップ」を「縮めるべきである。」と批判し始めると、これに「呼応するかのように、日本国内においても軍事力増強論はここ数年の間顕著になってきた。」と論じた。

こうした「軍備増強論」あるいは「国防国家論」に対し、入江は、「重要なのは国防そのものよりは国家で」あり、「自衛力増強は国家権力発揚のきっかけにすぎず、……片務的日米安保体制を曲がりなりにも維持してきた戦後保守政治及び世論への挑戦で」ある、との懸念を表明した。その上で、「どんなに日本『ただ乗り論』をふりかざすアメリカ人でも、日本の武装化が戦前のような軍国主義化へと(日本を)導くことを支持しているとはいえない。」と指摘した。

こうした見解を踏まえた上で、入江は、「(日米) 両国が各々の経済力を反映して、軍事上の貢献度をより対照的なものとなすように努力すべきだ、という考え方は、それなりの論理性を持っている。」という立場から、その「対応」として、日米両国間の「接触、か

⁽¹²⁾ 佐瀬昌盛『集団的自衛権』PHP 新書, 2001年, 125頁。

⁽¹³⁾ 前掲書『日米関係資料集』1028頁。

らみ合い,交流といった……角度から,(日米)安保体制」を「検討することが可能ではなかろうか。」と主張した。

そこで、「政治制度や社会対策においては、(日米両国間に)まだまだ相違が著しい。」ゆえに、「そのギャップを縮める努力をせずに、防衛力についてのみ非対称性を是正しようとするのは、まさに軍事力を『突出』させるものに他ならず、その結果肝心な政治や社会面での格差を増大することになりかねない。」と論じた。さらに彼は、「仮に政府間の公的な関係が緊迫化しても、私的なつながりが維持される限り、平和への志向が存続し得る」として、「日米関係の世界平和への貢献度は、(日米)両国民がいかに国際理解に寄与してきたかにかかっており、更にその前提として、各々の世界において、どの程度まで自由で開放的な文化活動が可能であるか、にもよるのだといえよう。」述べていた(59~66頁)。

ここで入江は、日米安保条約の存在に反対しているのではなく、その下で日本が軍事面での負担を増やさず、文化等非軍事の側面で国際平和に貢献するよう提案していた。そして、その活動の前提として、日米両国間における協力の重要性を強く指摘していた。

5 竹岡勝実の「安保条約慎重運用論」

さらに、『世界』の同じ号には、竹岡勝実(元防衛庁人事教育局長)の論文「日本の安全保障と核軍縮」が掲載された。そこでは、「日米安保条約が締結され、自衛隊が発足した頃は、ソ連は米国本土を核攻撃する能力は皆無であったのに反し、米国はその海外基地からの長距離爆撃機によるソ連本土中枢を壊滅できる核能力を独占して」おり、「日本はまさに日米安保条約とその『核の傘』で(日本)国民の安全は完全に保障されていた。」が、「ソ連もまた米国本土中枢を壊滅できる戦略(長距離)核ミサイルを保有するに到って、米国の同盟国への『核の傘』の保障は、米国の善意と信義にもかかわらず、大きく揺らいだ」と論じた。

その一方で彼は、「私は何も米国を責め、対米不信感を煽る意図は毛頭」なく、「日米友好こそ今後も日本外交の基軸と心得ている。」が、「『米国の(核の)傘は万全』と(日本)国民が思い込み、仮に米国から対ソ軍事攻勢態勢の強化を強く日本に求められても、核の傘の庇護にあるとしてこれを拒否できず、対米追随外交を続け、むしろ国内において進んで外交防衛上勇ましげな対ソ・タカ派的姿勢を取り続けよ、とする風潮が擡頭することの危険」を指摘した。そして、「世界の核軍縮と少なくとも先制攻撃もしない非核国への核攻撃禁止の誓約を訴え、これを要求するのは日本国民が生きるための権利である。」と主張した。

続けて彼は、ソ連によるアフガニスタンへの侵攻以来、「米国からはソ連への共同制裁を求めるとともに、具体的数字を挙げての防衛力増強の要請が引きもきらず、これに呼応するかのごとく(日本)国内でも憲法第9条改正を前提とした『安保条約双務性への改訂論』まで、その善意は別として、有識者間に拡まった。」ことを指摘し、これに対する「私見では日米安保条約とは日本国民の生命を守り、国民に再び戦禍を蒙らしめないための保障として、米国の対ソ戦略上の要請をも敢えて覚悟して締結したものであり、1960年の改正に当たっては(米国の)対ソ戦略に巻き込まれぬ歯止めとして事前協議制導入に時の政府は苦慮したはずである。」と論じた。それゆえに、「日本には、いかに自由世界、西

側陣営の一員としての『共同責任』『責任分担』を強調されても、経済的、福祉的部門は別として、今日の核ミサイル体制と日本の地勢的脆弱性から、やりたくても自らの通常兵器による専守防衛力の質的充実以外に……『積極的な軍事分担』は全く不可能と思うし、これを米国に理解させねばならない。」と述べた(83~91頁)。

ここでもまた、日米両国間の関係を重要と指摘し、「日米安保条約を日本の安全を守り得るように運用すると同時に、日本が軍事面での過剰な負担を避けるべきである」との主張が展開されていた。さらに、日本への核攻撃を回避するようにとの訴えは、日米安保条約が米国の核戦略と密接に結びついている以上、日本が同条約を継続している限り、「核の傘」への依存を解消させることは極めて困難になるという、いわば「二律背反」を孕んでいた。

6 都留重人の「安保条約見直し論 |

その一方、同年の3月、日米防衛協力小委員会は、日米両国がシーレーン防衛の共同研究に着手することに合意した。同じ年の『世界』6月号に掲載された座談会「『シーレーン防衛論』に異議あり」で、土井一清(全日本海員組合組合長)は、次のように語っていた。

よく我々が、平和を、と声を大きくして叫ぶと、「建前論だ、そういうものは通用しない。今の国際社会の状況は、そんな建前が通用するものじゃない」という言い方をする人があります。

我々は国の基本的な防衛問題については、否定するものじゃない。平和憲法下で国民の納得する自主的な自衛を考えることが前提です。海上における海運、水産は本来平和産業であり、その安全を保障するためには、武力ではなく、別な平和的な手段が必要なのです。それは政治であり、経済であり、あるいは文化であり、そうした総合的な施策で、国際的な相互理解と協力態勢を作ることです。

シーレーン防衛に籍口して,軍拡路線を正当化することは,何としても容認できないことです (125頁)。

ここには、日本が軍事面以外の形でシーレーン防衛に関与することを強く望む姿勢が示されていた。その半面、日本と米国との共同防衛行動自体に反対してはいなかった。

さらに、翌1984年の6月には、核巡航ミサイルの搭載が可能な米海軍の攻撃型原子力潜水艦タニーが横須賀に入港するなど、日米間の防衛協力は緊密の度合いをさらに深めつつあった。その一方で、同年7月、来日した中国の張愛萍・国防相は、日米安保条約の存在及び日本の防衛力増強に賛意を示す⁽¹⁴⁾など、国際環境には日米同盟への柔軟な姿勢が表れ始めていた。

こうした中で、同年の『世界』8月号に、都留重人(朝日新聞論説顧問、経済学者)は、 「日米安保の見直しを」と題する論稿を寄せた。そこで彼は、「我々にとっての今日の課題」

^{(14) 『}朝日新聞』1984年7月9日。

は、「日本を軍拡に巻き込むでいの日米安保からの離脱であると思う。」と述べた。そして、「離脱に向けて……取りあえず出来ること」として、「核兵器支援施設の撤去、トマホークを含め核積載艦船の寄港・立ち寄りの拒否」、「アジア・太平洋地域での非核武装地帯の創出」等を挙げた上、「アメリカの軍事戦略から離脱した地域においては、『ソ連の脅威』も『アメリカの脅威』も存在しないことになるのではないか。」と論じていた(14頁)。しかし、そこには、「日米安保からの離脱」を具体化するための手順が示されていないばかりか、「米国との同盟関係から離れた結果、米ソ両国からの脅威が存在しなくなる」という主張についても、何ら実証してはいなかった。

なお、都留によれば、同じ年の4月、この論稿と同趣旨の一文を『朝日新聞』に掲載しようと提案したものの、同紙の編集担当幹部から「日米安保からの離脱に言及していることが問題である」として拒否されたために、都留が同年末に同紙を退社するに至ったとのことであった。さらに都留は、「冷戦型安保の脱却」を提言した1995年5月3日付の『朝日新聞』の記事を、「複雑な感懐の念をもって読んだ」と記していた(15)。

7 最上俊樹の「日米『脱同盟化』論」

翌1985年の4月には、米空軍のF16戦闘爆撃機が青森県の三沢基地に実戦配備されるなど、日米間の防衛協力を強化する動きは続いていた。そのような中で、翌1986年2月、安倍晋太郎・外務大臣は国会における答弁で、「米軍による日本への核兵器の持ち込みは日米安保条約に基づく事前協議の対象となり、その協議を申し入れるのは米国の義務である」、「米国から事前協議の申し入れがない場合、核兵器の日本への持ち込みがないことははっきりしている」とした上で、「事前協議を日本から申し入れるということは、米国政府が事前協議を行う義務を履行していないことを前提にしなければならず、日本から事前協議を行うよう要請するのは安保条約上の権利と位置付けられるものではない」と述べた(16)。これは、事前協議の実効性のみならず、日米同盟における日本の対米自主性にも疑問を抱かせるものであった。

そのような中、翌1987年4月、駐日ソ連大使館の関係者は、米ソ両国間の中距離核戦力 (INF) 削減交渉でソ連のアジア地域における百弾頭分の削減方法について、「欧州地域での削減協定ができた後の第二段階で処理する」と述べると共に、「ソ連が提案しているアジア地域における信頼醸成装置や核兵器不使用協定締結に対し、米国及び日本から確たる回答がないので、その回答を待っている。日本は大国だから、極東地域で出来ることを行うべきだ」として、日本がアジア地域における核軍縮に取り組むべきだとの見解を表明した(17)。

同じ年,『世界』の9月号に,最上俊樹(国際基督教大学準教授,国際法学者)は,「いまこそ『脱同盟化』への転換を」と題する論文を寄せた。そこで彼はまず,日本に「仮想

⁽¹⁵⁾ 都留『日米安保解消への道』岩波新書,1996年,138-139頁。なお,都留の指摘した『朝日新聞』1995年5月3日付の記事については,拙著『朝日新聞は日米安保条約に反対していたのか?』並木書房,2006年,152-153頁を参照。

⁽¹⁶⁾ 第104回国会衆議院予算委員会議録第6号(1986年2月8日), 9-12頁。

^{(17) 『}朝日新聞』1987年4月18日。

敵国たるソ連との間に安全保障関係を築く」ための「取引材料があるとすれば、それはおそらく日米安保以外にないだろう。」と述べた。続いて、「日米安保体制の問題点」として、①「それが現実に日本の安全保障能力を高めているか」については、「日米安保の下で日本が米国の前進基地化し、国内に核戦争遂行のための施設を数多く擁するようになって、かえってソ連からの攻撃を誘発することになるのではないか」との憂慮を表明した。さらに、②「日米安保が日本の対米自主性を損なう」という問題点を指摘し、日米安保条約に基づくとされる「(対ソ核)抑止の根幹である『威嚇』の主要部分は常に米国が担うという意味で、(日米両国が)いくら分業したところで日本が(米国に対して)従属状態にあることに変わりは」なく、「その抑止が真に日本の防衛のために必要である(日本が恒常的にソ連から核による威嚇を受けていて、それに対抗する必要がある)ということが証明されぬ限り、日本の役割は米国による米国のための核抑止を下請けするものにすぎなくなろう。」と論じた。

その上で、「冷戦の枠組みに拘泥し、軍事同盟(の絶えざる強化)による安全保障を最優先する考え方が、今なお確固たる世界的傾向かどうか」に疑問を投げかけた後、「現在既に、軍事同盟の見直しを進め、その意味転換を図ろうとする運動が具体的に形を取り始めている」と述べた。そして、その例として、「NATO傘下の西欧諸国や ANZUS の一員たるニュージーランドなどによる、『脱同盟化』の動き」を挙げた。さらに、「脱同盟化」を「同盟の存在そのものは(消極的に)受け入れ、また同盟の中に残留しはするが、同盟の政策や行動に完全に同調するわけではない」ことである、と定義した。

さらに、「こうした世界の新しい潮流を尻目に、日本の状況は脱同盟化とは正反対の方向に向かっていると思われ……脱同盟化が自国の自立性をテコにして同盟の挑発性を和らげるものだとするなら、日本のあり方は、自国の自立性を犠牲にして同盟の挑発性を強める」効果を持つ「重畳同盟化」であると指摘した。そして、「重畳同盟」の機能を、「(日本が)万が一他国に侵略された場合には同盟国の支援を仰ぐという、同盟の『本来的』役割を踏み越える……つまり、限界状況でのみ同盟を作動させるという抑制を捨てて、それを平時から相手方に脅威を与え続けるための手段に転化する」ものであると論じた。

その上で、日本における「脱同盟化」の「実現ないしイシュー化を阻む要因」として、①「ここ数年の世論調査で、日本の安全保障における日米安保の有用性を肯定する意見は、常時7割近い」、②「米国の威圧的ないし覇権的同盟運営」があるとするものの、「だからといって、脱同盟化が全く不可能だということには」ならず、「例えば超地平線(OTH)レーダーの設置はしないとか、対潜哨戒機の追加配備を見合わせるといったこと」を第一歩として、「日本が脱同盟化の姿勢を明確にし、日米安保が挑発や先制攻撃のためのものでないという、日本にとっての意味づけを明らかにすることが重要なのである。」と主張した(21~32頁)。ここには、日米安保条約の存在を否定するのではなく、それを前提とした上で、日本の安全を守り得るように運用することが要求されていた。

実はこの論稿に先立つ1986年2月、中曽根首相のもとにレーガン米国大統領から、当時米ソ間で進められていた中距離核戦力(INF)交渉に関する提案が伝えられていた。それは、「欧州に配備されているソ連の中距離核ミサイルSS20を全廃するが、アジア地域にあるSS20は残す方針でソ連と交渉する」というものであった。これに対して、中曽根自身は「欧州との差別的配置はよくない。SS20はグローバル・ゼロにするべきだ」との考

えを持っており、外務省でも「速やかに返信しなければ、日本がこの方針を黙認したと見なされてしまう」と判断した課長級が対策を協議した。そこで彼らは、「東京とボン(当時の西独の首都)の両方から SS20 の射程距離約 5 千キロメートルの円を描き、その円がウラル山脈の東で重なる部分に位置するバルナウルのソ連軍基地に、アジア地域に残る全ての SS20 を配備して、欧州とアジアで『同時』かつ『均等』に脅威を減らす」という「対案」をまとめ、米国に赴いて説得を図った。米国側では、国務省から「せっかく難しい交渉がまとまりかけているのに」との反発が上がったが、レーガンが「中曽根が反対するならやめよう」と、米国側の提案を撤回し、その後、米ソ両国は紆余曲折を経て翌1987年12月、INF 全廃条約に調印するに至った。



図1 SS20配置についての日本案

(出所)『朝日新聞』引用記事,2005年8月1日。

日本政府がこの問題で動いた背景には、「INF問題で米国の『核の傘』の信頼性が弱まるような事態は防がねばならない」という国益上の判断があった。しかし、この経緯に関して米国の INF 交渉の担当者は、「日本が強い立場をとったので、ソ連に圧力をかけることができた」と語っていた(18)。これは日本が、「ロン(レーガン)・ヤス(中曽根)関係」と呼ばれた日米両首脳の信頼関係を基盤として、最上のいう、一種の「脱同盟化」による「自立性」を「テコ」として日米同盟のソ連に対する「挑発性」を和らげ、核軍縮交渉を促進した事例と言えよう。

8 「日本軍事大国化論」と『世界』

翌1988年1月、日米両国政府は、「旧ガイドライン」に基づいて「日本有事の際に重装備の米軍部隊の来援を可能にするための研究」に着手することで合意した。これは、日本

⁽¹⁸⁾ INF 交渉をめぐる日本政府の動きについては、同上、2005年8月1日。

に対する武力攻撃に備えて、戦車等を日本の本土に集積したり、米軍の部隊を輸送するために日本の民間機や輸送船を調達する等の措置を具体化するためのものと言われた。

そして同時期、『世界』の同年1月号には、「『一国平和主義』を超えて」と題するシンポジウムが掲載された。そこで小川和久(軍事アナリスト)は、「日本の場合は、戦後一貫して完結した防衛力という、いわば建物の一階部分にあたるところが全然議論されず、はじめからアメリカとの同盟関係において防衛を考えるということになって」おり、「同盟関係というのは力関係に等しい部分があって、(日本は)アメリカの国力に勝てるわけがないのだから、必然的にアメリカが要求する形で、自衛隊の戦力も整備されていく」のが問題である、と指摘した。

また、中馬清福(朝日新聞論説委員兼編集委員)は、旧ガイドラインについて、「アメリカがなりふりかまわずに、日本に(防衛面での)バードンシェアリングを要求するという形だけできた場合」や「(日米) 安保条約を大幅改定、あるいは廃棄しようという意見が、左翼からではなく、これまでは安保体制を礼賛してきた保守層から出てこざるを得ない状況すら想定されるようになった。」点を挙げ、それらが「反米的なムードを煽り、さらにナショナリスティックなものを生み出す危険性」を「孕んでいる。」との懸念を表明した。

続いて鴨武彦(早稲田大学教授、国際政治学者)は、「(日米)安保体制をこわすというよりも、(安保体制という)枠組みの中身を変えていかなければ、つまり軍事的な安全保障面での緊密化とは違ったオールタナティブを出していかなければ、(日本が)どんなに国際的な安全保障のために役に立ちたい、と思ってみたところで実現は困難と」なる、と述べた。そして、そのためには、「日米という経済及び政治のレベルの相互依存関係を基本的にこわさずに日米安保体制の軍事・テクノロジー関係をどこまで変えられるか」が、「重要な課題だ」と論じた。

さらに前田寿夫(軍事評論家)は、「有事法制や防衛秘密法を足がかりにして、日本が 軍事体制の国家になっていく可能性もある。」ゆえに、「日本国民がこのへんで健全な常識 を働かせて、防衛力の増強と日米軍事協力の強化に対して歯止めをかけてもらいたい」と の希望を表明した(43~53頁)。

これらの発言は、一様に日米同盟の現状及び将来における問題点と、それに対応するための方向性を示していた。しかし、いずれの論者も、日米同盟自体の廃止を主張してはいなかった。

また、同じ年の『世界』11月号は、西廣整輝(防衛事務次官)へのインタビュー「防衛事務次官に聞く」を掲載した。そこで西広は、まず、日本の「軍事大国化」に対する国外からの懸念に対し、「私は日本が……たとえば戦略核のようなものを持つのに適さない国だと」思うと否定的な見解を述べ、その理由に、「狭い国土の中の一部の平野部に人口や産業が集中しているという(日本のような)国は、(核兵器による攻撃に)非常に脆弱」なのに対して、「広大な国土を持ち、都市も分散している(ソ連のような)国であれば、……(首都の)モスクワに一発核が落ちてもほんの2~3パーセント程度の損害だと」思うゆえに、「日本が(核)抑止効果でパリティを求めるということは、相手が(核兵器を)一発持っていればこっちも一発持てばいいということではなくて、相手が一発持ったら十数発持たなければならないということになり……そんなことを追求していくことは不可能」

であるという点を挙げた。次に、「日米間における軍事協力の追求が、集団的な安全保障体制を求めることとほとんど同じではないか」との問いに、「集団的自衛権の行使というのは、自らの国が攻撃されていない状況下で、同盟関係にある国が攻撃された時、自らの国が攻撃されたのと同様にみなして武力を行使すること」であり、「(日本が)他国の指揮下に入っていると、自国の防衛のため以外に行動させられるおそれが出て」くるゆえに、「『(旧)ガイドライン』にも指揮命令は(日米両国の)二元指揮ということが明確にしてあり、(日米の)どちらかがどちらの指揮下に入るということは」あり得ない、と語っていた(75~78頁)。ここには、「日本が米国との軍事協力を進める結果、自国の防衛以上の過剰な負担に踏み込むのではないか」という懸念を払拭する意図がうかがわれた。

9 「『瓶の蓋』論」と『世界』

しかし、翌1989年12月、米ソ両国の首脳は「冷戦の終結」を宣言した。これを契機に、アジア太平洋地域の安全保障環境も新たな局面を迎える機運が高まっていった。こうした中で、翌1990年3月、沖縄に駐留する米国海兵隊司令官のスタックポール少将は、「在日米軍は、日本の軍国主義化を防止するための、いわば瓶の蓋(cap on the bottle)として、少なくとも今後十年は日本に駐留する必要がある」(19) と発言し、日米両国間に大きな物議をかもすこととなった(「瓶の蓋」論)。その一方で、同年4月、米国のブッシュ(父)大統領は、「今後十年間を三段階に分けて、日本、韓国、フィリピンから駐留米軍の10パーセント強を撤収させる」との内容を盛り込んだ国防総省の報告書を議会に提出した⁽²⁰⁾。

これに対して、同年の『世界』 7月号に、浅井基文(日本大学教授、国際政治学者、元外交官)は、「日米安保体制に代わる構想を」と題する論稿を寄せた。そこで彼は、「アメリカは現在の世界戦略、軍事態勢の基本を維持するために、第三世界からもたらされる脅威などの議論を持ち出している。」が、これを「日米安保条約との関連で考えた場合、(同条約)第6条の極東条項によって、日本がアメリカのアジアにおける軍事行動に巻き込まれる可能性が今後ますます高まる」、「日米安保に基づいて日本及びその周辺に展開される(米軍の)前方展開戦力は、当然のこととして、核・非核の対決に即応できる能力を持つ。」ゆえに、「日本にある米軍、自衛隊の基地がアメリカの世界規模の核戦略遂行に対して重要な役割を担っている」、即ち、「日本全体が核基地化している。」と指摘した。その上で、「瓶の蓋」論(上述)に触れ、「このような議論が出てくること自体、如何に日本の安全保障政策が諸外国において警戒的に受け止められているかということを示すもので」あり、「我々(日本)が軍事大国化に関する諸外国の懸念に応える道は、安保を維持することではなく、日本が軍事大国化に関する諸外国の懸念に応える道は、安保を維持することではなく、日本が軍事大国化しないことについて諸外国の確信を獲得するに足る政策を実行することにある」と提言した(66~68頁)。しかし、そこから進んで、日米安保条約を「清算」した後に日本が採るべき安全保障政策を具体的に示すには至らなかった。

さらに、同年の『世界』 7月号には、五十嵐武士(東京大学教授、国際政治学者)が論

⁽¹⁹⁾ A. U. S. General's View: Japan Must Not Rearm", Fred Hiatt. International Herald Tribune, March, 28, 1990.

^{(20) 『}朝日新聞』1990年4月20日。

稿「世紀末日本の安全保障政策」を寄せた。そこで彼は、「アメリカ軍のアジア・太平洋 地域からの部分的な撤退が日程に上ること」により、「日本の軍事的な影響力の増大する ことが、アメリカやアジア諸国によって懸念されるようになった」として、「この点はこ れまで第二次大戦後一貫して、日本が『平和国家』として軍事大国にならないと主張して きたにもかかわらず、不信感をいかに払拭できないできたかを端的に示す例証になってい る。」、「アメリカ側の(日本に対する)警戒心は、日本の自主防衛論を警戒し、自衛隊の 増強をあくまでも日米安保体制の枠内にとどめようとする姿勢にも現れて」おり、「アメ リカが防衛責任の分担を要求するのに応えて、自衛隊を増強する対米配慮と、それを利用 して自衛隊を正真正銘の軍隊にしようとする思惑が、調和しにくくなった」と論じた。

さらに、「アメリカ軍が(第二次世界大戦後に)世界各地に駐留することにアメリカ側も、また世界各国も慣れ過ぎてきたために、アメリカ軍の撤退が日程に上るとそれを押し止めようとする反応が現れている。」が、「アメリカ軍の撤退は段階的であり、その過程で新たな安全保障措置が構想されるべき段階に来て」おり、「その第一段階として……全アジア安保会議を招集し、アジア・太平洋地域での安全保障問題を協議する必要があるのではないか」と提案した。そして、「日本がそうしたアジアの安全保障問題の協議に参加するには、その前提条件として、改めて『平和国家』として軍事力行使の自己抑制を国是としていることを確認し、『日本の脅威』を解消するよう努力する必要があろう」と述べた(54~56頁)。ここでは、「瓶の蓋」論を基調とした議論が展開されていた。

また、同じ号には、國広正雄(参議院議員・社会党)と河野洋平(衆議院議員・自民党) との対談「日米関係は日本の内政問題だ」が掲載された。そこで國広は、「(日米) 安保条 約があったことによって日本が重武装の路線を選ばないですんだということは,客観的な 事実だと思う。」、「だとすれば、安保条約というのは残念ながらより小さな悪であった」 と、やはり「瓶の蓋」論に沿うような見解を示した。その上で、「前田哲男(軍事評論家) さんとか、参議院議員の松前達朗さんの話をきくかぎりでは、ウラジオストックの非軍港 化は急速に進んで」おり、「これは一つの重要な予兆として、ソ連の軍事的プレゼンスが アジア・太平洋地域において急激に増大しているから、それに備えるために安保条約や自 衛隊は強化されなくてはならないという議論は空洞化したと思う」,「それなら,(日米) 安保に質的に代わる安全保障ないしは信頼醸成措置をアジア・太平洋地域において新たに 作っていくというイニシアチブを政府・自民党はなぜとらないのか、あるいはなぜ社会党 がそういうことを言い出さないのか」と、問題を提起した。また河野も、「安保体制その ものは東西の対立という状況を頭に置いてある」ゆえに、「アジアの中の問題に対応する ということが想定されて」おらず、「そこはもう少しよく考えなければいけない。」と、日 米安保条約の見直しあるいは新たな安全保障体制への転換を求めるような発言を行った (96~99頁)。

しかし、こうした一連の主張にもかかわらず、同年6月23日、日米安保条約は三度目の 自動延長に至った。

10 『世界』の「ポスト日米安保構想」

同じ年の9月には、韓国とソ連が国交を樹立し、また同時期に内戦の終結したカンボジ

アでは,統一国家の形成が模索され始めるなど,アジア・太平洋地域には,冷戦時代と異なる国際関係の枠組みを構築しようとする動きが顕在化しつつあった。

このような中で、翌1991年、『世界』 8月号に、鈴木佑司(法政大学教授、国際政治学者)は、「アジア・太平洋秩序と日米安保」と題する論稿を寄せた。その中で彼は、上記したアジア・太平洋地域での動きを、「地域冷戦の終焉」に伴う「多極化、多元化、構造化」ととらえ、「日米安保条約は、アジア・太平洋全体の安全と協力を支える地域機構、例えば、CSCA(全アジア・太平洋安保・協力会議)のようなもの、を生み出す一つの柱とすべきであろう。」と提言していた(70~72頁)。

続いて、『世界』の同年12月号に、船橋洋一(朝日新聞編集委員)は、「成功物語、それから一冷戦後の日米関係」と題する一文を寄せた。そこで彼は、「アジア地域における安全保障」に関して「日米同盟の現行枠組みは維持するべきで」あり、「日米同盟は米国のこの地域におけるコミットメントの安定機能という面」を「持つことになり、近隣アジア諸国もそれを引き続き求めていく」であろうし、「(日米) 両国はその側面を増進させるために意識的な努力をしなければならない。」と述べた。また、「同時に、カンボジア和平解決の枠組み作りのような国連のこの地域における平和安定・維持機能の強化と米、中、ソを含むこの地域全体の共同安全保障(common security)の対話の場を推進する必要が」あり、「日米安保の中に含まれる『日本封じ込め』的要素はこのような地域安全保障の広がりの中に薄めることが重要である。」と指摘した(30頁)。

以上に挙げた議論は、いずれも日米安保条約に代わるか、これと補完し合うような安全保障の枠組みを構築すべきとの見解で一致していた。しかし、それらは具体的な内容に乏しく、米国との関係を度外視した新たな枠組みを作ることの困難さを示していた。

同じ年の12月末、ソ連は自国内で顕在化した混乱を収拾できず、ロシア等複数の国々へと解体した。そして翌1992年、『世界』 9月号には、西廣整輝(前出)と浅井基文(前出)との討論「日本にとって冷戦とは何だったのか」が掲載された。そこで西廣は、「アジア地域にとっての日米安保の最大の意義は、東アジアにおけるスタビライザー(安定装置)としての役割」にあるとして、「こうしたアメリカの役割は、今後も認めてもいいのではないか。」と述べた。その上で、冷戦後における国際関係の枠組みについて、「国際機関が担う平和維持機能と旧来からある日米安保なり NATO なりの安全保障の枠組みが重複して世界の秩序を維持する過渡的な時代が、かなり長く続くのではないか。」として、「(国際関係の)安定を損なわないように、旧来の(日米安保等の)枠組みを維持することに協力しながら、徐々に中立的な国際機関の役割を増やしていく……方向に努力するのが一番いいのではないか」と主張した。これに対して浅井は、「米ソ冷戦体制が終わったのに、アメリカや今のロシアがそうであるように、核抑止戦略が必要だ、軍事力で国際秩序を維持するのだ、というように、冷戦的な発想が相変わらず維持され続けている」と指摘して、米国の軍事力に安全保障の枠組みが依存していることへの懸念を表明した(235~237頁)。

同じ年の12月、宮沢喜一・首相の私的諮問機関「21世紀のアジア・太平洋と日本を考える懇談会」は、安全保障政策に論及した報告書を宮沢首相に提出した。そこでは、日米安保条約に基づく米国の軍事的・政治的な存在を、「『軍事大国にならない』という日本の基本的な立場への信頼を支えている」と高く評価すると同時に、「冷戦構造の崩壊が日本の政治的な役割拡大への条件を用意した」として、日本が地域紛争の予防・予知・抑止、関

係国との政策対話,情報収集能力の強化等に取り組むことを提案していた⁽²¹⁾。これは,宮 沢首相の「全欧安保協力会議(CSCE)のようなものをモデルとしてアジア安保構想を作 りたい」という意図を反映していたが,日米安保条約の存在を前提とし,これと補完し合 うものとして新たな安全保障の枠組みを提案する形をとっていた。

さらに翌1993年,『世界』 2月号に、室山義正(拓殖大学助教授、国際政治学者)は、「ポスト日米安保の戦略構想」と題する論稿を寄せた。そこで彼は、「日本は(第2次大)戦後一貫して、平和憲法の下で、国連中心主義・日米安保体制・専守防衛という三本柱の下で安全保障政策を推進してきた。」一方で、「(日本) 国民は、平和憲法改正には反対しており、専守防衛の防衛力保持ではコンセンサスができて」いると同時に、「日米安保にも国連中心主義にも反対していない。」ゆえに、「国連憲章・平和憲法・日米安保条約・専守防衛といった国際的・国内的コンセンサスが定着している諸概念に抵触しないような政策選択肢が追求されていくことになるだろう。」と指摘した。

その上で彼は、「国連の安全保障機能が強化され、国際的な平和や安全が国連の手で確保されるようになれば、日米安保体制の役割は終了する。」、「(米国が)国際的な安全保障に対しては安上がりの小規模な緊急展開軍を提供するという選択肢を追求していくことになろう。」と論じた。そして、その結果、「米国の対外的コミットメントは急速に縮小」し、「在日米軍基地の大規模な整理統合が日程に上ってくるに違いない。」とした上で、「日本は、実際に国連安保の実現にイニシアチブをとり、漸次日米安保の機能をこれに吸収していくという政策を、強力に推進できる立場にある。」と述べた。この議論の中核を成している国連安保体制では、日米同盟と同様に、米軍が主力を成すものとして位置付けられていた。

さらに彼は、日本が経済的に「核軍縮に伴う破棄・汚染処理のための費用分担を実行することもでき……当然大きな発言権を持ち得るはずである。」ゆえに、「日本は『核の傘』論から解放され、外交政策・安全保障政策上の自由度は大きく拡大するであろう。」と主張した(237~244頁)。しかし、同年3月、北朝鮮はIAEA(国際原子力機関)からの査察要求を不満としてNPT(核不拡散条約)からの脱退を表明するに至った。日本を取り巻く安全保障環境には、次第に暗雲が立ち込め始めていたのである。

11 結論

ヴェトナム戦争の終結から「冷戦」の終結に至る時期の『世界』は、国際関係の緊張と 緩和の度合いに応じて、日本の安全保障政策に関する様々な選択肢を提示していた。しか し、そのほとんどは、日米安保条約と補完し合ったり、その転換を求めていても米国(及 び米軍)の存在を前提としていたり、あるいは同条約の慎重な運用を求めるという範囲に とどまっていた。

他方で、同時期の日本政府は、「軍事面での関与を極力抑制する」と表明しつつも、旧ガイドライン、シーレーン防衛等、日米同盟に基づく米国との防衛協力を漸次緊密化させていった。さらには、そうした対米関係の強化を背景として、INF交渉に見られたよう

⁽²¹⁾ 同上, 1992年12月26日。

に、米ソ間の緊張緩和に一定の役割を担った。しかし、その間には、「ラロック証言」、「ライシャワー発言」、「瓶の蓋」論等、日本の安全保障基盤を脅かしかねないような事案も出現していた。

これに対しても、『世界』の示した諸提案は、問題点を解決させるに至らなかった。吉野源三郎の後任として『世界』の編集長を務めた安江良介は、退任後の1990年、「国際政治が新秩序を求めて大きく変わろうとしている今必要なことは、日米安保のプラス面とマイナス面、その是と非をリアルに見直すことである。」と記していた⁽²²⁾。ここにみられるとおり、日米同盟の維持・転換いずれを選択するにせよ、米国及びその軍事力の存在は、既に日本の安全保障と密接不可分なものとなっていたのである。

② 『信濃毎日新聞』1990年6月30日付夕刊のコラム「奇妙な『安保』存続論」,安江『同時代を見る眼』岩波書店,1998年,35頁。

[抄 録]

ヴェトナム戦争の終結から「冷戦」の終結に至る時期の『世界』は、国際関係の緊張と緩和の度合いに応じて、日本の安全保障政策に関する様々な選択肢を提示していた。しかし、そのほとんどは、日米安保条約と補完し合ったり、その転換を求めていても米国(及び米軍)の存在を前提としていたり、あるいは同条約の慎重な運用を求めるという範囲にとどまっていた。

他方で、同時期の日本政府は、「軍事面での関与を極力抑制する」と表明しつつも、旧ガイドライン、シーレーン防衛等、日米同盟に基づく米国との防衛協力を漸次緊密化させていった。さらには、そうした対米関係の強化を背景として、INF 交渉に見られたように、米ソ間の緊張緩和に一定の役割を担った。しかし、その間には、「ラロック証言」、「ライシャワー発言」、「瓶の蓋」論等、日本の安全保障を脅かしかねないような事案も出現していた。

これに対しても、『世界』の示した諸提案は、問題点を解決させるに至らなかった。日 米同盟の維持・転換いずれを選択するにせよ、米国及びその軍事力の存在は、既に日本の 安全保障と密接不可分なものとなっていたのである。